

## 富山県内観光素材調査事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）が富山県への旅行客の誘致増大に寄与するため、富山県内の観光素材調査を行う旅行会社に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 機構は、富山県への送客に当たり、富山県内の観光素材調査を行う旅行会社を対象に、原則富山県エリアに関わる調査費用に対し助成金を交付するものとする。

(助成額)

第3条 助成額は、1事業所（支店・営業所）当たり年間社員3人までを対象に、調査費用のうち交通費及び宿泊費等旅行費用の10分の10以内の額（1人当たり5万円を上限とする。）とし、申請内容等を総合的に勘案のうえ決定するものとする。

2 助成総額は、年間100万円を超えない範囲内の額とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、富山県内観光素材調査事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を実施の1か月前までに機構に提出しなければならない。

2 申請書には、旅行会社名のレターヘッドが入り、全行程を明記した旅行日程表、旅行費用見積書（部内用）を添付するものとする。

(交付の条件)

第5条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、公共交通機関を利用すること。
- (2) 公共交通機関が運行されていない区域及び公共交通機関が運行されていない

い時間帯が多い地点を調査する場合、タクシー又はレンタカーを利用する場合に要する経費については、機構が認めたものに限り、助成対象とすること。

(3) マイカーを利用する場合に要する経費については、助成対象としないこと。

(4) 宿泊を伴う行程の場合は、富山県内の宿泊施設において1泊以上すること。

(交付の決定)

第6条 機構は、助成金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、相当と認めるときは助成金の交付を決定し、申請者に文書で通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第7条 機構は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に対し、必要があると認めるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の場合において、機構は、助成事業者が提出する報告により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行することを指示することができる。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した富山県内観光素材調査事業実績報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を速やかに機構に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 機構は、助成金に係る事業の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、相当と認めるときは助成金の額を確定し、助成事業者に文書で通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 機構は、助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けるとき、又は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(細則)

第 11 条 この要綱に定めのないものについては、機構が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成 29 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 27 日から適用する。

令和 3 年 7 月 27 日一部改正